

## 死因究明等に関する課題意識

千葉大学医学部長 中山俊憲

大学医学部に在籍するものとして、法医学に関わる教育及び研究の拠点整備、大学に於ける死因究明等に関わる人材育成の促進、医学部サイドからの要望といった観点から意見を述べます。

### 法医学に関わる教育及び研究の拠点整備

まず、教育・研究という観点では、現在、各大学法医学教室がガラパゴス化しており、様々な検査の実施状況がバラバラであるという点は、問題であろうと考えます。若手研究者からみて、解剖だけで死因を決めるとすれば、前近代的手法に感じますし、法医学に対して興味がわくとは考えにくいと思われれます。薬物検査、DNA検査、CT検査、血液生化学検査、コロナウイルスをはじめとする感染症などの検査が、どこの大学にいても一定程度できるようにする必要がありますし、そのためには、各大学の検査設備を充実させつつ、大学間の連携によって、ある検査ができない場合は、他の連携大学で実施してもらおうといった工夫をする必要があります。また、それを行うためには、そうした検査結果等の詳細が、大学間でデータベースとして共有されるべきと考えます。そのような大学間での解剖情報のデータベース構築をまず行った上で、さらには、医師会所属の警察嘱託医による検案情報も併せデータベース化することは、現在注目されている Child Death Review (CDR) を行う上においても非常に有用と考えます。また、医師会と大学が連携して検案の質の向上を図っていく基礎情報になりうると考えます。上記したような検査環境の整備やデータベースの管理運用のためには、十分な予算的措置を伴う複数箇所の拠点整備が必要と考えますし、事務的組織の構築も必要と考えます。

### 大学に於ける死因究明等に関わる人材育成の促進

一方、大学法医学教室は、教育・研究という側面だけでなく、各地域で法医解剖などの実務面において死因究明に重要な役割を担っています。しかし、現状では、大学で人材を育成し、大学院生が大学院を卒業したとしても、卒後のポストの保証がなく、結果的に解剖執刀医の増加につながっていない点は問題であると考えます。大学附属病院では、同様に教育・研究と実務を行っていますが、実務面では、文科省の予算だけでなく、診療報酬を得ながら、人材雇用と設備維持を行っています。法医学教室の運営においても、診療報酬に対応するような外部資金をどのように安定して得るかが大きな課題と考えます。この部分を果たして警察などの捜査機関だけが負担するのか、あるいは、厚生労働省も公衆衛生向上に関わる部分、例えば、司法解剖であっても、薬物検査や感染症の検査の部分を負担するのか、そうした枠組みを決めていくべきと考えます。解剖や諸検査の価格の設定に当たっては、現在法医学会と警察庁が交渉して決めているようですが、それ以前に、まずは、人件費や設備維持費をどの省庁が負担するのかといった枠組みを決めたうえで、死因究明に関わる若手人材の育成推進に関する環境整備という観点で、大学医学部の意見も入れて決めていただきたいと考えています。

### 縦割りを乗り越えた施策の要望

上述したデータベースの構築は、CDRのみならず、老人虐待、労災、薬物乱用等の予防にも活用できる筈ですので、そうしたことにも活用することを検討すべきです。また、大学院卒後のポスト確保なしには、死因究明の質・量の確保は困難と考えています。しかしながら、これらを現在のような縦割りのままで実現するのは困難ではないかと考えます。死因究明に関わる制度の整備を行うことで、国民の安全・安心にとって、どのような有益な情報が得られるのか、国全体として再検討し、縦割りを乗り越えるような立法をも検討しつつ取り組んでいただくことを願っております。